

単 位 会 会 長 殿

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
会 長 上 野 浩 也

令和7年度日事連建築賞の実施について（依頼）

平素より本会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、建築士事務所の資質の向上に資することを目的に、昭和60年より本表彰事業を実施しておりますが、今般、令和7年度の日事連建築賞の実施に向けて募集を開始します。

つきましては、下記により広報、審査・選考等にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、日事連建築賞を通じ会員外事務所に建築士事務所協会を認知してもらい、会員増強にも繋がるよう、広く募集の周知をお図りくださいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 実施スケジュール

(1) 募集開始	令和6年12月下旬
(2) 第1次審査応募期限 【応募者から単位会】	単位会ごとに設定した日付
(3) 第2次審査応募期限 【単位会から日事連】	令和7年5月19日（月）必着
(5) 受賞者の内定	8月中旬 受賞内定者が所属する単位会へ通知
(4) 受賞者の正式決定	9月上旬（予定） 常任理事会専決後、全単位会へ通知
(6) 表彰式	10月3日（金） 第47回建築士事務所全国大会（新潟大会）にて実施

2. 告知方法

(1) 日事連

①ホームページにて募集要項、応募書式を掲載（1月8日（水）11時00分予定）

<https://www.njr.or.jp/prize/>

②会誌『日事連』2月号（2月10日発行）にて募集広告を掲載

(2) 単位会

募集広告データは以下のURLからダウンロードできます。

<https://1drv.ms/f/s!AnPBvHNNuIo0gZ84AsPPvXpEW16kww?e=hxGQfH>

[募集広告データの使い方]

- ・応募者の混乱を避けるため、募集広告には応募期限に加え、単位会名も必ず記載してください。
- ・元文章の変更は不可としますが、レイアウトの軽微な変更や、単位会独自の情報の追加は可とします。

3. 募集要項等の主な変更事項

- (1) 年度変更に伴う対象建築作品の竣工年月日の期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間に竣工（竣工の日は検査済証の交付日とする）した建築作品が対象（募集要項2（2）対象建築作品）

- (2) 第2次審査における応募数

賞や単位会の活性化のため、第1次審査における倍率が極端に高い小規模な単位会への救済措置として、推薦枠を拡大（募集要項5（2）第2次審査候補作品応募数）

②会員数が500事務所以内の単位会においては、第1次審査の応募作品数が10点以上の部門について当該部門に1点加えることができる。

- (3) 審査基準

従来の5つの基準に加え、新たに6つめの基準を設定（募集要項7（1）審査基準）

⑥その他、地域や時代の要請に応える新たな視点等について配慮されていること。

4. 単位会における第1次審査についての留意事項

- (1) 応募資格・必要書類の確認

応募された建築作品が募集対象であること及び提出された書類等が募集要項を全て満たしていることを確認してください。規定枚数を超える図面等の提出があった場合は、単位会事務局にて規定枚数以内に絞って本会へお送りください。

なお、原則として検査済証の交付された建物を第2次審査候補作品としてください。確認申請を要しない建物を第2次審査候補作品とする場合は、検査済証が無い理由を明記した文書と竣工日及び延面積が記載された公的書類等の写しを別途添付してください。ただし、リフォーム（単純な設備変更や内外装の改修等）については募集の対象外とします。

- (2) 審査手続き

審査に当たっては、日事連建築賞選考委員会等を設置して、募集要項の審査基準に基づき、厳正な審査を行って選考してください。（募集要項5（1）第1次審査）

- (3) 第2次審査候補作品の応募数

第2次審査候補作品の応募数は、当該単位会の会員数に応じた基準により決定しますが、会員数は、単位会から本会に報告がなされた令和7年3月31日時点のものとします。

なお、第2次審査では、より多くの応募作品の中から表彰対象作品を選考するため、単位会におかれては、1点でも多くの作品を第2次審査候補作品としてご推薦ください。（募集要項5（2）第2次審査候補作品応募数）

- (4) 第2次審査候補作品の推薦手続き

第2次審査候補作品決定後、応募者から提出された書類一式（パネルを含む）に日事連建

築賞・推薦書〔別紙1〕及び第1次審査作品講評〔別紙2〕を添付し、5月19日(月)までに本会へ送付してください。やむを得ず提出書類一式と〔別紙1〕及び〔別紙2〕を別々に本会へ送付する場合には、必ず事前にその旨を本会へ連絡してください。(応募書類は、汚損等を避けるため、クリアファイルや封筒に入れてお送りください。)

また、単位会用チェックリスト〔別紙3〕にて、応募資格を満たしているか、提出書類に不備が無いかなどを再確認してください。

なお、①応募申込書〔別記様式1〕及び②建築作品説明書〔別記様式2〕は、Wordデータ(またはテキスト情報のコピーができるPDF)を紙の申請書とは別に応募者より入手し、メールで送付してください。(送付先: sysop@njr.or.jp)

5. 応募時点で会員でない事務所(会員外事務所)の応募状況

平成22年度より会員外事務所からの応募も可としたところ、毎年会員外事務所から応募があり、事務所協会への入会に繋がっています。(令和6年度は12事務所が入会)

6. 第2次審査への推薦を行わない場合の手続き

第1次審査結果報告書〔別紙4〕にて5月19日(月)までに報告してください。(送付先: sysop@njr.or.jp)

以上

【参考】よくある問い合わせ

○特定共同企業体(JV)の応募について

Q1. 複数ある事務所のうち、応募する事務所を代表者とするのですか。もしくはJVの代表者を代表者とするのですか。

A1. 応募する事務所を代表者とします。JVの代表事務所が自ら応募することももちろん可能です。

Q2. 全ての事務所が会員である必要がありますか。

A2. 応募事務所が会員であれば、その会員が所属する単位会へ応募可能です。

ただし、複数の事務所が異なる単位会に所属している場合、同じ作品を各々が所属する単位会へ応募することがないよう、事務所間で調整してください。

○パネルについて

Q3. パネルはフレームに入れる必要がありますか。

A3. フレームに入れても、ボード貼り付けでも可です。立て掛けられる状態としてください。また、配送時にパネルの角が折れないよう補強してください。

○建築作品説明書(別記様式2)について

Q4. 応募作品の説明文は別記様式2に記載するのですか。または別紙で作成するのですか。

A4. どちらでも構いません。

Q5. 配置図と主要階平面図等をカラー提出してはいけませんか。

A5. 審査資料はモノクロのため、モノクロ印刷でも鮮明なものが望ましいです。